

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 金子 知巳

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
2PRX1GE00640		2PSF1A20017 0001				E4-24	
品名 または 件名							
ボイラーダンパーモーター修理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST					5	H1
納地または工事場所				引 渡 場 所			
関東処 用賀支				用賀支 管理課 営繕班			
搬入場所				納 期 または 工 期			
用賀支 管理課 営繕班				令和5年3月29日（水）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊関東補給処用賀支処総務部会計課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和5年1月25日（水）14時00分 駐屯地教場

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

（競争に参加する者に必要な資格）

- （1） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由のある場合に該当する。
- （2） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- （3） 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （4） 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- （5） 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- （6） 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する2者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4項に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア)親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監理その他これらに準ずるものをいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど、ア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 防衛省としての原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格方式による場合は、除く。）
- (8) 入札参加希望者は、入札日の前日1700までに参加意思表明（電話連絡可）を行うとともに資格審査結果通知書（写）を提出すること（FAX可）。

8 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 入札の方法

- (1) 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- (2) 郵便による入札を可とする。郵便入札は封筒に、入札日・公告番号を記載し、書留郵便等にて入札日の前日17時までに会計課必着とする。なお、到着の確認のため、郵送の場合はその旨事前に連絡されたい。

10 最低価格入札者を落札者としめない場合

- (1) 予定価格に比して入札金額が著しく低く、低入札価格調査を実施した結果、適正な履行がなされないおそれがあると認められた場合は、最低入札金額であっても落札者としめないことがある。
- (2) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を実施する。

11 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

12 契約書等の作成

要（契約金額が50万円以上は請書、150万円以上は契約書を作成）

13 入札の無効

- (1) 本公告に示した資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関する条件に違反して入札した場合
- (3) 入札金額、入札者及び押印が判明し難い場合
- (4) 「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合
- (5) 入札開始時間に遅れた者の入札
- (6) 必着日時に遅れた郵便入札
- (7) 電報、電話、ファックス等による入札

14 その他

- (1) 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- (2) 代表者以外の入札については、委任状を提出するものとする。
- (3) 入札時、入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」を記載・提出すること。
- (4) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
日 時：令和5年1月27日（火） 13時30分
場 所：初度入札と同じ

15 問い合わせ先

入札に関する問い合わせ先

〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号

陸上自衛隊関東補給処用賀支処 Tel 03-3429-5241 FAX 03-3429-5245

総務部会計課契約班 担当 近藤（内線378）

仕様等に関する問い合わせ先

〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号
陸上自衛隊関東補給処用賀支処 Tel. 03-3429-5241
総務部管理課営繕班 担当 森 (内線322)

表紙含 : (8枚)
仕様書番号 : 第 E4 - 24号
作成年月日 : 令和4年12月20日
作成部隊名 : 関東補給処用賀支処
総務部管理課

ボイラーダンパーモーター修理
仕 様 書

件名	ボイラーダンパーモーター修理	図面番号	1/8
図面名称	表紙	縮尺	

仕 様 書

- 1 件 名
ボイラーダンパーモーター修理
- 2 場 所
東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号 陸上自衛隊用賀駐屯地
- 3 概 要
ボイラー用ダンパーモーター交換及び燃焼調整
- 4 履行期限
契約日 ~ 令和5年3月29日(水)

共 通 仕 様 書

- 1 一般事項
- (1) 本仕様書に記載してある事項のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)」(最新版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)」(最新版)、「防衛省整備計画局制定の土木工事共通仕様書」(最新版)を準拠並びに官側の指示による。
- (2) 適 用
- ア 本仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地において実施する。建築物等の工事及び修理に適用する。
- イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行するものとする。
- (3) 用語の定義
- ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する受注者側の工事及び修理責任者をいう。また、工事及び修理を総合的に把握し、工事及び修理を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。
- イ 工事及び修理検査とは、本仕様書に規定するすべての工事及び修理の完成を確認するために官側が指定した検査官が行う検査をいう。
- (4) 官公署その他への届出手続き等
- ア 工事及び修理の着手、施工、完成に当たり関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
- イ アに規定する届出手続き等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
- ウ 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

件 名	ボイラーダンパーモーター修理	図面番号	2/8
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

(5) 書類の書式等

書面を提出する書式(提出部数を含む)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督官の指示による。ただし、別に定めがある場合を除く。

(6) 仕様書等の取扱い

本仕様書は、工事及び修理の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(7) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で本仕様書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(8) 関係法令等の遵守

工事及び修理の実施に当たり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、工事及び修理の円滑な進行を図る。

(9) 施工条件

工事及び修理を行う時間は、原則として平日08時15分から17時00分までとする。なお、工事及び修理日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうけること。

(10) 受注者の負担の範囲

ア 工事及び修理の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。ただし、設備の試運転に関する必要最小限の電気、ガス水道等の使用を除く。

イ 工事及び修理に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(11) 工事及び修理担当者

ア 受注者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

イ 現場代理人は、工事及び修理担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場代理人は、工事及び修理担当者を兼ねることができる。

ウ 工事及び修理担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

オ 官側は、工事及び修理担当者の工事及び修理不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受注者は、業務に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

件名	ボイラードンパーモーター修理	図面番号	3/8
図面名称	共通仕様書	縮尺	

- (12) 報告書の書式等
報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。
- (13) 安全管理
ア 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。
イ 受注者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。
- (14) 保全の措置
許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすること。
- (15) 関連業務との調整
本工事及び修理とは、契約外で関連及び調整を生じる工事及び修理が発生した場合については、官側と協議しその指示に従うこと。
- (16) 材 料
ア 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
イ 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
ウ 工事及び修理に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。
- (17) 材料の品質等
ア 工事及び修理に使用する材料は本仕様書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
イ 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督官に提出する。
ウ 材料の色、柄等については、監督官の指示を受ける。
エ 特記事項に定められた材料は、見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合等について、あらかじめ監督官の承諾を受ける。
- (18) 材料の検査等
現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。また、現場に搬入した材料のうち、変質等により工事及び修理に使用することが適当でないとして監督官の指示を受けたものは、直ちに工事及び修理現場外に搬出する。
- (19) 材料の保管
搬入した材料は、工事及び修理に使用するまで、変質等させないように保管する。
- (20) 発生材の処理等
ア 発生材の抑制、裁量、再資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、本仕様書に定められた以外に発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

件 名	ボイラーダンパーモーター修理	図面番号	4 / 8
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

イ 発生材の処理は、次による。

(ア) 発生材のうち、官側に引渡しを要するものは、金属類とし、監督官の指示を受けた場所に整理のうえ、発生材調書を作成して監督官に提出する。

(イ) (ア)以外のものは、すべて構外に搬出し「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェストの写し（A、B 2、D、E票）を契約工期内に官側に提出するものとする。

(21) 提出書類

ア 現場代理人等通知書

イ 工程表

ウ 日誌

エ 打合せ簿（発生の都度）

オ 材料搬入報告書（発生の都度）

カ 施工体制台帳及び施工体系図（必要な場合）

キ 発生材調書（発生の都度）

ク その他官側の指定するもの

ケ 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏洩した場合は、受注者がすべて責任を負うこと。

(22) 写真撮影

工事及び瀬修理の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A 4版）に整理し、検査前に監督官に提出すること。

件名	ボイラードンパーモーター修理	図面番号	5 / 8
図面名称	共通仕様書	縮尺	

特記仕様書

1 修理概要

(1) 対象設備

小型貫流ボイラー2基

(株)日本サーモエナー (旧タクマ) 製 TW-1500

(2) 修理部品

ダンパーモーター2台 (1台/1基)

(株)日本サーモエナー (旧タクマ) 製 Z22700-061B

(3) 修理要領

ア ダンパーモーターを撤去後、修理部品を設置する。

イ 部品交換後、燃焼調整および試運転調整を行い作動状態が正常であることを確認する。

2 その他

(1) 修理における実施時間は、平日の0815から1700までとする。土曜日、日曜日及び祝祭日等をはさむ場合は事前に監督官と十分に調整の上で、実施日を定めるものとする。

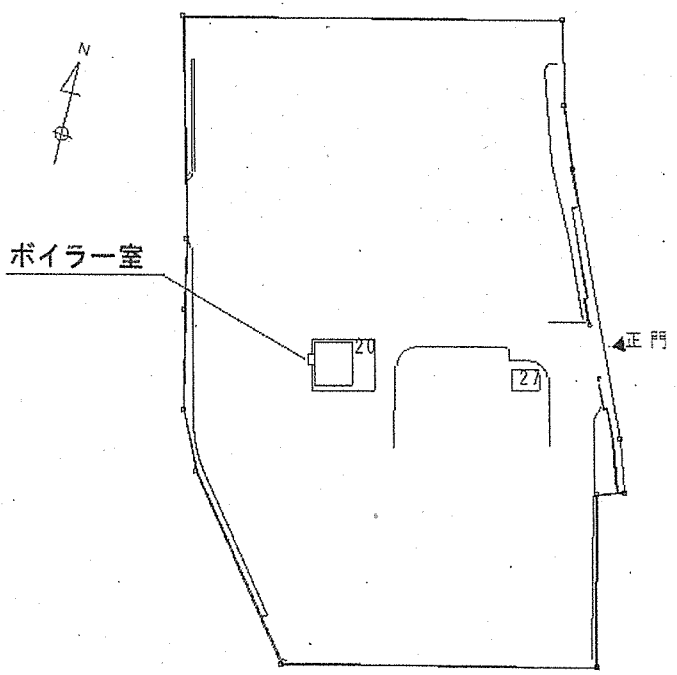
(2) 全ての発生材は、官側引き取りとする。

(3) その他不明な点や細部については、官側の指示によるものとする。

件名	ボイラーダンパーモーター修理	図面番号	6/8
図面名称	特記仕様書	縮尺	



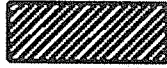
案内図 1/75000



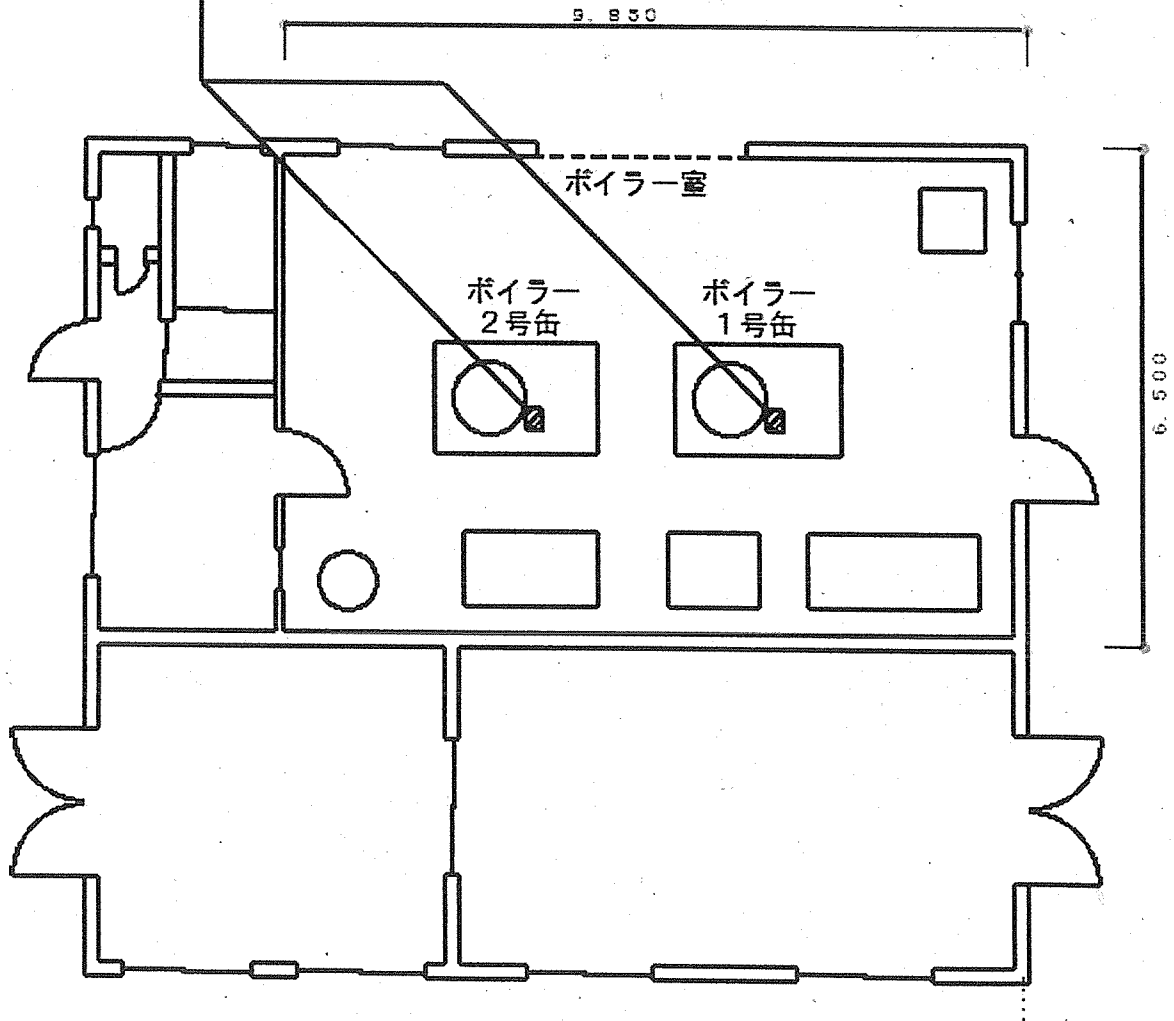
配置図 1/1500

件名	ボイラーダンパーモーター修理	図面番号	7/8
図面名称	案内図・配置図	縮尺	

凡例



: 更新場所を示す



ボイラー室配置図 1/100

件名	ボイラーダンパーモーター修理	図面番号	8/8
図面名称	ボイラー室配置図	縮尺	

入 札 書
見 積 書

調達要求番号	2PSF1A20017	契約実施計画番号	2PRX1GE00640
--------	-------------	----------	--------------

金額¥

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
ボイラーダンパーモーター修理	仕様書のとおり	ST	1		
	- 以下余白 -				
納 入 場 所	関東処 用賀支		納期	令和5年3月29日	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間		/	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札(見積)いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会 計 課 長 金子 知巳 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

